

# 「環境・ごみ」について

受付月	題名	内容	回答要約	担当部
6月	木材の処分について	ベニヤ板や角材の処分に困っている。処分については、家庭ごみにだせないでどのようにしたらよいか。	<p>該当木材の大きさや釘の有無により異なります。釘のないもので45ℓの袋に入るものであれば燃えるごみ、釘のあるものは燃えないごみで収集できます。それ以上の大きさのものについては、釘の有無にかかわらず持ち込みもしくは予約による引き取りで対応しております。</p>	環境経済部
7月	庁舎の空調について	6月下旬の午前11時40分に市役所に来たが、クーラーは入っているのか。外の方が涼しいです。	<p>本市では、省エネと地球温暖化の防止のための取り組みの一つとして、冷房設定を28℃設定としております。</p> <p>ご指摘の日については、8時から16時45分までは冷房運転を行い、開庁時間中は27℃台を保持していたとの報告を受けております。</p> <p>湿度等の条件により、ご不快に感じられることもあるかと存じますが、取り組みの主旨をご理解いただき、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>	総務部
7月	除草について	高圧線の鉄塔の中の草が伸びている。見通しが悪いので切ってほしい。また、アパートの木や草が伸びてきており、道路に葉やゴミが落ちている。掃除が大変。できれば市役所で対応してほしい。木を切るか、道路の掃除をお願いしたい。	<p>ご指摘いただきました2つの箇所について、担当課が確認いたしましたところ、道路まで草が伸びている状況ではありませんでした。</p> <p>昨年の回答でもお伝えいたしましたとおり、本来は、原則、土地所有者が管理(除草)を行うべきものであり、道路管理者として安全の確保に必要な部分については、市で除草しております。</p>	都市整備部
8月	雑草について	自宅の隣家2件、農地2ヶ所の雑草が伸び放題で害虫などで困っている。	<p>問い合わせいただきましたご自宅の近隣の雑草について、担当に確認いたしましたところ、隣家については空き家となっており、地権者が確認できた場合は、通知をさせていただきます。</p> <p>農地については、適正に管理されていない場合、農業委員会から通知をするところです。</p> <p>今回ご指摘の箇所については、相続等の問題が発生しており、地権者が明確でない部分も含まれているようですので、対応に時間を要するものと思われます。</p> <p>この度いただきましたお便りの件につきましては、私から担当に連絡いたしました。今後、個別の案件については直接担当にお問い合わせいただければ、より詳しいご説明ができるかと存じます。</p> <p>空地の雑草については環境保全課、農地の雑草については農業委員会、空き家については都市整備課が窓口と担当が分かれておりますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	環境経済部